平成２７年（フ）第４９２号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番６―410号
破産者　角田　弘明
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４３号
札幌市西区琴似１条６丁目２番25―110号
破産者　藤田　幸治
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８０号
札幌市東区北32条東１丁目８番13号　金沢ビル202号
破産者　長澤　俊広
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
川崎市幸区小倉４―28―１　小倉第１住宅410号室、住民票上の住所川崎市川崎区塩浜３丁目12番７号　ユナイト塩浜スカイラブ101
破産者　大城　行正
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
川崎市川崎区渡田新町２丁目８番１号　レオネクストシルクパレス304、前住所川崎市川崎区塩浜３丁目12番７号　ユナイト塩浜スカイラブ101
破産者　近野　　綾（開始決定時の姓大城）
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
静岡県富士市大淵1862番地の15、前住所静岡県富士市中野203番地の４
破産者　神尾　純一
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚203号
破産者　馬場　和広
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚203号
破産者　馬場　史乃
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１５号
愛知県半田市板山町15丁目65番地の１
破産者　松下　文恵
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１４号
名古屋市西区名西１丁目８番38号　カーサヴィヴィアン名西204号、従前の住所名古屋市西区上名古屋３丁目25番35号　第２猪村ビルディング403号
破産者　木之内悦子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７９号
名古屋市中川区供米田２丁目1701番地　グリーンコーポ清水206号
破産者　伊藤　久之
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７０号
名古屋市南区東又兵ヱ町１丁目56番地　宝筐寺ハイツＣ棟1105、住民票上の住所名古屋市緑区相原郷２丁目1809番地　メゾンＳ＆Ｋ101
破産者　高木　伸二
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３７号
名古屋市千種区今池５丁目30番21号　宝タクシー今池寮208号
破産者　岡﨑　　紳
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９３２号
大阪府八尾市沼３丁目16番地
破産者　髙橋　喜彦
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８９号
大阪府高槻市高槻町４番23号　ヴァーサ21602号、開始決定時の住所大阪府高槻市芥川町２丁目12番20―403号
破産者　西澤　晴海
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８０号
大阪府箕面市稲６丁目17番７号
破産者　大桐　　衛
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１５号
大阪府吹田市五月が丘北17番５号
破産者　喜納　美樹
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５４号
大阪府守口市寺方錦通２丁目９番11―108号
破産者　三國ボーリングこと　三國　耕一
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０２号
大阪府門真市深田町16番23号
破産者　岡崎　　進
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部